

千葉労働局オンライン開催

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

※人事担当者向け説明会を同時開催「障害者雇用の現状と障害者施策」

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、企業に勤めている方を対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催しています。

日時

【令和7年】

- ① 8月27日（水） 【8月18日申込締切】
- ② 11月13日（木） 【11月4日申込締切】

各回ともに 14：00～16：00

13：30 受付開始

14：00 第1部「障害者雇用の現状と障害者施策（法定雇用率引き上げ含む）」

14：30 第2部「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」

※第1部・第2部のどちらか片方のみの参加可

（内容は裏面参照）

参加方法

Zoomによる（各回定員50名）

参加をご希望の方は、①～⑥の必要事項（⑦⑧は任意）を記入の上、千葉労働局職業対策課（chiba-kousyou@mhlw.go.jp）宛メールにてお申し込みください。

（メール件名は「〇月〇日（参加希望日）養成講座申し込み」としてください。）

参加の可否（先着順）については、1週間以内にメール返信にてお知らせします。
申込〆切は厳守してください。

【必要事項】

- ①参加希望日 ②企業名 ③所在地 ④電話番号 ⑤メールアドレス ⑥参加者役職名及び氏名
- ⑦質疑応答で質問したいこと
- ⑧第1部または第2部どちらかのみ参加の場合はその旨



※ ⑦のご質問には、質疑応答時間の範囲内で可能な限りお答えいたします。

申し込みメールアドレス



厚生労働省・千葉労働局・ハローワーク

第1部

人事担当者向け 障害者雇用の現状と障害者施策

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

令和5年度から改正された法定雇用率の引上げなど制度の変更点と、千葉県内の障害者雇用状況について、説明いたします。

第2部

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

◆内 容 : 「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の（予 定）特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について

◆メリット : 講師が紹介する様々な事例を通じて、精神・発達障害についての知識や一緒に働くために必要な配慮などの理解を深めることができます。

◆講座時間 : 90分程度（講義75分、質疑応答15分程度）を予定

◆受講対象 : **千葉県の企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。



事業所への**出前講座**もあります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、ご相談をお受けいたします。

※ 詳しくは、事業所住所管轄のハローワークにお問い合わせください。

【お問い合わせ】

千葉労働局職業対策課



043 (221) 4392

(担当)

岩橋・原

e-ラーニング版を公開しています！

「まず基礎知識を学びたい」という方はぜひご利用ください。

しごとサポーター eラーニング

検索

ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。